

日本バプテスト連盟

憲法改悪を許さない

私たちの共同アクション

ニュースレター

2020 年 11 月 18 日 No.64

さいたま市南区南浦和 1-2-4 日本バプテスト連盟



国会を監視する

泉バプテスト教会 城倉 啓

10月26日、第203回臨時国会が召集されました。会期は12月5日までの41日間、主な提出法案の予定については、内閣提出の3法案の他に議員立法として「国民投票法（日本国憲法改正手続に関する法律）」の改正法案が上程されると報じられています。

国会召集と同じ日に、衆議院の憲法審査会が開催されました。その場で新しい会長として細田博之元幹事長（自由民主党）が選任されました。

すでに自民党改憲原案起草委員会・衛藤征四郎委員長は「年内に憲法審査会に自民党の改憲原条文案を提出することを目指す」と公表し、憲法審査会を牽制していました。この意見に対しては、10月20日の時点で自民党内からも佐藤勉総務会長が反論し、「年内と期限を切るものではない」と修正しています。同党の世耕弘成参議院幹事長も慎重意見に歩調を合わせています。自民党内の綱引きも注目点です。

次に自公連立政権与党内部の綱引きです。国民投票法の改正だけが公明党と共有していることですが、改憲四項目のうち公明党が賛同しやすい内容は、改憲原案に化ける可能性もあります。

さらに与野党の綱引きです。ただし、現在の議席分布は選挙制度の歪みに起因して、圧倒的多数を与党が占めています。日本維新の会等を含めれば三分の二議席の賛成は可能です。つまり憲法審査会でも強行採決がありえます。

菅義偉首相自公連立政権が日本学術会議問題で露呈した「反立憲主義」は、前政権から引き継いだものです。高い支持率のうちに解散総選挙を行い、小選挙区制で得る得票数とかけ離れた圧倒的多数議席（「過剰代表」という）を背景に自民党改憲案を成立させるという「壊憲」行動に出る可能性があります。

聖書的な見張りの役目を怠ってはいけません。

去る 2020 年 5 月 3 日に予定されておりました

「バプテスト憲法フェスティバル in 東京」

が新型コロナウイルス感染予防のため、中止となりました。「教会のできる憲法の話」をテーマに 4 つの講座を準備していました。その中の 1 つ

「教会学校（成人科）のドアから入る憲法の話」を紹介いたします。

「やられたらやり返す」は戦争への道

品川バプテスト教会 片桐健司

聖書 マタイによる福音書 5：38～48

憲法 9 条 「戦争の放棄、戦力及び交戦権の否認」

- ① 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は、武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- ② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

【はじめに】

教会の中にはいろいろな考え方の人がいます。たとえば教会で憲法の話をしよるとすると、教会で政治の話はしてほしくない、という人がいるかもしれません。

「憲法 9 条を守ろう」と言うと、憲法 9 条は変えた方が良く思っている人もいますので、ひとつの価値観で話すのはやめてほしいという人もいますでしょう。

しかし、「平和を実現する」ことと、政治、憲法は決して無関係ではありません

ん。聖書と照らし合わせて、日本国憲法はどう書かれているのか、共に考え、話し合ってみることは大切なことと思います。

ここではマタイによる福音書5章を通して、教会学校の分級などで、お互いの思いを語り合い、意見の違いがあればそれを尊重しながら、考え合ってみましょう。

[マタイによる福音書5；38～48からみる平和への思い]

マタイによる福音書の38節から42節まででは、復讐を禁じています。

「目には目を・・・」は、やり返せということよりは、「他者に損害を与えた場合は、それと同じ損害をもって償う」、また、それ以上の復讐はしない、させないという制限を示したものです。罪を犯した人に対して必要以上の罰を与えてはいけないという決まりです。ここではさらに、「右の頬を打たれたら左の頬を」「下着を取られたら上着も」と、書かれています。普通感覚では考えられない、やられるにまかせろと言っているように思えます。これはどういうことでしょうか。

43節から48節では、「敵を愛し、自分を迫害するもののために祈れ」とも書いてあります。イエスの語るこれらの言葉の意味を、話し合ってみましょう。

ここには人の生き方についての重要な示唆があると思えます。愛し合うとはどういうことか、イエスの十字架の姿を思い起こしながら考えてみたらどうでしょう。

[憲法に見られる平和主義]

憲法の9条をよく読んでみましょう。

ひとつは武力による威嚇、行使、そして、戦争をしないことを書いています。

もう一つは、軍隊をもたないことが書いてあります。

世界中を見ても、軍隊をもたない国は（コスタリカなど一部の国を除いて）ほとんどありません。世界の多くの国が軍備をすることで平和を保とうとしている中で、日本の憲法は、理想的な平和の姿を示している憲法と言えるのではないのでしょうか。

しかし、これは理想論だ、これで平和は守れるのかと心配する人もいます。もし、他の国が攻めてきたらどうするのか、軍隊がないために他国との交渉で不利にならないか、侵略されないかと考えると、安心できないかも知れません。軍事大国の軍備増強・右翼勢力の台頭などの動きも気になります。

今は、日本にも自衛隊という「軍隊」があり、これは憲法違反ではないのかという議論はありますが、この自衛隊の存在やアメリカの核の傘などで守られているから、平和が保たれているという人もいます。

【お互いの考えの違いを大切にしながら、

聖書の言う平和と憲法について話し合ってみよう】

やられたらやり返すというテレビのドラマがありました。しかし、マタイによる福音書では、それをしてはいけないと言っています。それは、仕返しによって、本当の平和は得られないからではないでしょうか。

人間の歴史は、戦争の歴史でもありました。平和を願いながら、平和の名のもとに、人間は戦争を繰り返してきました。そして、今も世界の各地で戦争があり、多くの人が傷つき、亡くなり、苦しんでいます。やられたらやり返すでは、本当の平和はきません。

日本でも、「平和、平和」と言いながら戦争を拡大し、取り返しのつかない大きな犠牲をだしました。今では、核によって戦争を抑止していると言われますが、一歩間違えれば、核戦争によって、地球そのものが廃墟と化す非常に危険なところにきています。

マタイによる福音書のイエスの言葉とこの憲法9条とを照らし合わせてみて、平和とは何かを考え合ってみましょう。私たちは、どうやって平和をつくりだしたらよいのでしょうか。

オンライン「憲法カフェ」のご案内

「憲法アクション担当者会」では、

日本国憲法を私たちの生活に身近なものとして学び、語り合う場を作るための

「憲法カフェ」を主催しています。

8月からオンライン（ZOOM）での憲法カフェの場を用意しました。教会や各集会の学びなどお気軽にご相談ください。開催希望につきましては委員会まで

（林健一・太田教会 0277-40-4774）